平成２３年（フ）第１３４６号
広島市中区国泰寺町１丁目８番20号国泰寺信愛ビル
破産者　アイエスイー株式会社
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４号
群馬県高崎市寺尾町2670番地２
破産者　医療法人関東肛門会
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５号
群馬県高崎市連雀町６番２号１階
破産者　有限会社グロウ
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３７号
東京都町田市旭町１丁目５番18号
破産者　小早川隆夫
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５７号
東京都小平市美園町２丁目10番13号
破産者　今井　雅春
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６８１号
横浜市都筑区荏田南５丁目８番13号
破産者　不動産情報株式会社
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４号
岐阜県瑞穂市牛牧680番地１　ＧＡＬＡＸＹ３－Ｂ号、開始決定時の住所岐阜市六条片田１丁目24番12号
破産者　髙井　政彦
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２６８号
岐阜県関市明生町３丁目５番８号
破産者　砂田　重樹
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９３号
京都市下京区西洞院通七条下る東塩小路町607―10　サンプレ京都ビル４階
破産者　有限会社ネオ・ライズ
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２０号
京都市南区久世上久世町445―４
破産者　株式会社三共住宅
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１９９６９号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目687―９
破産者　藤井　重昭
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７７８号
東京都江東区辰巳３丁目19番15号
破産者　大勇木材株式会社
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４０５９号
東京都大田区大森中２丁目23―６―205
破産者　船橋　　弘
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７５５号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目59番８号
破産者　株式会社ＤＥＬＴＡ　Ｖ
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２９３号
神奈川県横浜市瀬谷区卸本町9279番地25
破産者　東海タオル株式会社
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８８５号
東京都新宿区北新宿４丁目13―６　第二山広ビル404
破産者　野上新二郎
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３６１号
埼玉県和光市白子２丁目９―30―Ａ212
破産者　高橋　剛二
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８９４２号
東京都渋谷区渋谷３丁目18番10号
破産者　株式会社ジェイ・ライン
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７７９号
神奈川県川崎市宮前区菅生ケ丘35―30―２Ｆ
破産者　清水　正弘
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００７３号
東京都足立区保木間１丁目２－７―1104
破産者　上村　繁輝
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０２３８号
東京都港区西麻布２丁目25―１―304
破産者　小針　静代
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部